

APECアーキテクト新規申請者 / 登録者のための継続的な専門能力開発について

APECアーキテクトであり続けるための要件の1つに『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

APECアーキテクトの登録の更新の際には、有効期間満了までのCPD^{*}実施状況について審査が必要になります。具体的には「APECアーキテクト登録の更新審査より遡った3年間に72時間以上のCPDを実施していること」を確認することになります。

ただし、「更新」登録の審査より遡った3年間(2021.5.1~2024.4.30)に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、「更新審査より遡った3年間に108時間以上のCPDを実施していること」を確認します。APECアーキテクトの登録の更新を希望する方は、適宜CPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新申請に備えて下さい。

また、「新規」審査より遡った2年間(2022.4.1~2024.3.30)に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方の場合、審査より遡った2年間に24時間以上のCPDが実施されているかどうかを審査します。

*継続的な専門能力開発のこと。 Continuing Professional Development.

1. APECアーキテクトとしてのCPD

APECアーキテクトとして必要なCPDは、APECアーキテクトの継続的な専門能力開発に相応しいものでなければなりません。

また、APECアーキテクトとして必要なCPDは、以下に示すCPDの形態のうちのいずれか、及びCPDの分野のうちのいずれか、に該当しなければなりません。

(1) CPDの形態

CPDの形態は、下表のように分類されます。

表1. CPDの形態とCPD時間数

形態	分類		CPD 内容
参加学習型	1-1	特別認定講習会	特別認定講習会
	1-2	講習会	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会）、通信教育等
	1-3	見学会	見学会、国内外視察、企業内研修（所属組織内における見学会、国内外視察） (注：3-1に属するものを除く。)
情報提供型	2-1	講師	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察）、見学会・国内外視察の講師
	2-2	執筆	論文、機関誌、書籍、雑誌等の執筆
	2-3	委員会	建築関係団体内における委員会への出席（総会、役員理事会等、会の運営執行に関する会議等の出席を除く）
	2-4	社会貢献	震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動
自己学習型	3-1	専門書誌 講読等	専門書、各団体の機関誌・雑誌記事等の読書、通信教育 建築物・展示会・展覧会の見学（建築関係団体等が主催したものでなく、自主的に行うもの）

- ・情報提供型のプログラムを実施するに当たり、特にその準備等に時間をおこした場合は、該当する他の種別2-2及び3-1で記録することができます。
 - ・CPDは国内、海外を問わず、海外で受講した講習会、参加した現地のアーキテクトのためのプログラム等も対象になります。内容については審査を行います。申請の際には、プログラム名、主催及び内容の和訳も入力して下さい。
- (注) 分類は、CPDの内容を審査したうえで、申請された分類から変更される場合がありますのでご注意下さい。

(2) CPDの分野

CPDの分野は下表のように分類され、この内容に該当するCPDである必要があります。

表2. CPDの分野

分 野	内 容	
I. 倫理・法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
II. 専門分野	設計・監理分野 (計画系)	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
III. マネジメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネージメント、プロジェクトマネージメント、リスクマネージメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
IV. 関連分野	設計・監理分野 (構造系)	力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他
	設計・監理分野 (設備系)	空調
		衛生
		電気
		輸送
		全般
	その他	
	施工管理分野（建築系）	
	施工管理分野（設備系）	
	関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術・アーキテクトに関する外国語※、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他

※ 他国のアーキテクトと意志疎通を図る場合（例：外国語によるプレゼンテーション等）に必要な要素の含まれた教育に限る（単なる英会話は認めない）。

2. CPDの実施

(1) CPDの要件

新規、更新、再登録の別、及び審査より遡った、更新登録又は再登録の場合は3年間、新規登録の場合は2年間に専門家としての責任を有する立場で実務を行ったかどうかに応じて必要なCPD時間数を定めています。

	《更新登録又は再登録》 3年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行った方		《新規登録》 (2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方)
	必要なCPD時間	72時間以上/3年	108時間以上/3年

(2) 必修とするCPD分野と必要時間

関連・周辺分野のCPDに特化して実施することを避け、建築設計業務に直接役立つことが期待できるCPDの実施を促すため、更新登録又は再登録の場合は3年間、新規登録の場合は2年間に実施するCPD時間のうち、一定の時間以上を必修とするCPD分野（I.「倫理・法令分野」、II.「専門分野」及びIII.「マネジメント分野」）において履修することを要件とします。

	《更新登録又は再登録》 3年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行った方		《新規登録》 (2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方)
	必修とするCPD分野（「関連分野」以外のCPD）の時間	42時間以上/3年	63時間以上/3年

(3) CPDの上限時間

幅広い知識の習得及び技能の維持向上を目指したCPDのバランスのよい実施を促すために、CPDの形態のうち情報提供型の委員会（2-3）及び自己学習型（3-1）のCPD時間については上限値を定めています。

	《更新登録又は再登録》 3年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行った方		《新規登録》 (2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方)	
	形態別上限時間 (情報提供型の委員会)	21時間以下/3年	32時間以下/3年	7時間以下/2年
形態別上限時間 (自己学習型)	36時間以下/3年		54時間以下/3年	12時間以下/2年

(4) 審査対象CPD期間

① 新規の登録のための審査

新規審査より遡った2年間（「審査より遡った2年間」とは、申請者の申請日ではなく、下表の2年間をいう。以下同じ。）に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方の場合、審査より遡った2年間に24時間以上のCPDが実施されているかどうか確認します。

（例）第20回（2024年度）新規審査の場合

審査対象CPD期間	審査申請受付期間
2022年4月1日～2024年3月31日	2024年4月1日～5月31日

② **更新**の登録又は**再登録**のための審査

更新登録又は再登録の審査より遡った3年間（「審査より遡った3年間」とは、申請者の申請日ではなく、下表の3年間をいう。以下同じ。）に72時間以上（24時間以上／年）のCPDが実施されているかどうかを確認します。

ただし、更新登録又は再登録の審査より遡った3年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、審査より遡った3年間に108時間以上のCPDが実施されているかどうかを確認します。

(例) 第18回更新審査の場合（登録の有効期限が2024年9月30の方）、及び再登録審査の場合（登録が既に失効している方）

審査対象CPD期間	審査申請受付期間
2021年5月1日～2024年4月30日	2024年4月1日～5月31日 (本年より受付期間が変更となりました)

(5) CPDの免除

<**新規**の登録のための審査>

審査より遡った2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECA一キテクト登録希望者のうち、以下の①～③のいずれかに該当する方は申請によりCPDの全部又は一部を免除することができるものとします。

所定の様式によりCPD免除申請書を作成し、新規審査申請書類とともに提出してください。

なお、CPDを免除することが適当であることの審査の過程で、必要に応じて、各申請者あてに問合せ又は申請内容の真正を証明する追加資料等の提出を求める場合があります。

① 海外在住者（※ 2023年より運用が変更となりました。）

新規の審査より遡った2年間のうち、1年以上海外のインターネット環境及び郵便事情の悪い地域に在住などのCPDを実施することが特に困難な方については、これまで滞在国の事情を加味して審査してきました。

現在、インターネットが世界のほとんどの地域で普及ってきており、滞在国においても当該国のWebによるCPDプログラムへの参加や、現地建築物の見学、日本から持ち込む専門書誌講読等自己学習型のCPDなどは実施可能と判断したことから、2023年から2025年までの審査においては、下表のとおり、一定のCPDの実施を必須としました。

なお、この海外在住者に対する措置は、2026年に廃止することとしています。

	2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を	
	行った方	行っていない方
必要なCPD時間	—	12時間以上/2年
上記時間数のうち、必修のCPD分野（関連分野）以外のCPD時間	—	7時間以上/2年

② 長期療養者

CPDを実施することが特に困難な方（新規の審査より遡った2年間のうち、1年以上病床にあった方）が該当します。

③ 建築設計実務実績者（CPDを求める必要が無いほど、十分な実績を有している方）

一級建築士資格取得（資格登録）後、概ね建築設計実務に従事し続け、審査申請時点で25年を超え、かつ、モニタリング委員会が十分な実績を有すると判断した方が該当します。

ただし、25年超30年未満の方は、最近2年間において一定の実務経験が必要とされています。最近2年間（審査より遡った2年間）に行ったプロジェクトについて1件以上の具体的な記述（規模、担当業務内容等）及び、申請者が当該プロジェクトに携わっていたことが分かる資料を提出して下さい。

<更新の登録又は再登録のための審査>

以下の①～③のいずれかに該当する方は申請によりC P Dの全部又は一部を免除することができるものとします。所定の様式によりC P D免除申請書を作成し、更新の登録又は再登録審査申請書類とともに提出して下さい。

なお、C P Dを免除することが適当であることの審査の過程で、必要に応じて、各申請者あてに問合せ又は申請内容の真正を証明する追加資料等の提出を求める場合があります。

① 海外在住者（※ 2023年より運用が変更となりました）

更新又は再登録の審査より遡った3年間のうち、1年半以上海外のインターネット環境及び郵便事情の悪い地域に在住などのC P Dを実施することが特に困難な方については、これまで滞在国の事情を加味して審査してきました。

現在、インターネットが世界のほとんどの地域で普及してきており、滞在国においても当該国のWebによるC P Dプログラムへの参加や、現地建築物の見学、日本から持ち込む専門書誌講読等自己学習型のC P Dなどは実施可能と判断したことから、2023年から2025年までの審査においては、下表のとおり、一定のC P Dの実施を必須としました。

なお、この海外在住者に対する措置は、2026年に廃止することとしています。

	3年間に専門家としての責任を有する立場での実務を	
	行った方	行っていない方
申請に必要なC P D時間	41時間以上/3年	59時間以上/3年
上記時間数のうち、必修のC P D分野（関連分野）以外のC P D時間	21時間以上/3年	31時間以上/3年

② 長期療養者

C P Dを実施することが特に困難な方（更新又は再登録の審査より遡った3年間のうち、1年半以上病床にあった方）が該当します。

③ 建築設計実務実績者（C P Dを求める必要が無いほど、十分な実績を有している方）

一級建築士資格取得（資格登録）後、概ね建築設計実務に従事し続け、更新又は再登録の申請時点で25年を超え、かつ、モニタリング委員会が十分な実績を有すると判断した方が該当します。

ただし、25年超30年未満の方は、最近3年間において一定の実務経験が必要とされています。最近3年間（審査より遡った3年間）に行ったプロジェクトについて1件以上の具体的な記述（規模、担当業務内容等）及び、申請者が当該プロジェクトに携わっていたことが分かる資料を提出して下さい。

3. C P Dの記録と保管

（1）C P Dの記録

ア) 建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度により認定された講習会等への出席記録

「建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度（以下、「建築C P D情報提供制度」という。）」として認定されたプログラム（以下、「認定プログラム」という。）に出席した場合は、プロバイダーが用意した名簿に「ユーザーID」と「氏名（姓カナ、名カナ）」を記入して下さい。

認定プログラムへの出席記録は、プロバイダーから事務局に送付される出席者データに基づいて登録されますので、C P D情報システムを利用して入力する必要はありません。重複して申請しないようご注意下さい。（ただし、A P E Cアーキテクトとしての登録が失効した時点で「建築C P D情報提供制度」の参加登録が無効となることに伴い、認定プログラムへの出席記録は登

録されません。)

認定プログラムは改めて審査することなく、APECアーキテクトのCPDとして承認されます。承認されたCPDの時間数は、随時オンラインで確認ができます。

建築CPD情報提供制度及び認定プログラム一覧については、ホームページをご覧下さい。

注) (公社)日本建築士会連合会の認定教材による研修は、建築CPD情報提供制度では認定対象外のため、形態は「専門書誌講読等」に分類して自己申請が必要です。

イ) CPD情報システムによる記録

当センターでは、APECアーキテクト登録者のCPD記録管理のため、インターネットを使用した「CPD情報システム」を運用しております。登録証等発送時にお知らせしたユーザーID及びパスワードによって利用可能です。

更新時におけるCPDの審査は、CPD情報システムに入力された記録をもとに行います。普段からCPD情報システムを活用して、CPD記録をとるようにしてください。CPD情報システムの操作方法については、操作マニュアル (<https://www.jaeic.or.jp/>) を参照下さい。

<新規の審査申請者のためのCPD-IDの仮付与>

【新規審査申請者に対するCPD-IDの仮付与】

新規申請者においては、CPD実績に係る申請は「様式4」により行っていましたが、本年の受付より、「建築CPD情報提供制度」が運営しているCPDデータベースを仮使用（CPD情報システムのID番号/パスワードを仮発行）して様式4に代えて申請することができるようになりました。

このデータベースを仮使用してCPDの申請をされたい方は、以下の事項をメールにてご連絡ください。

- 件名：APECアーキテクト新規申請のためのCPDデータベース仮使用の希望
- 記載内容：氏名（ふりがな）、生年月日、一級建築士登録番号
- 送信先：APECアーキテクトプロジェクト事務局 E-mail：iad@jaeic.or.jp

■「建築CPD情報提供制度」は、こちらを参照してください。

https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/index.htm

(2) 証拠書類の保管

審査の過程でCPDの実施を証明する書類の提出を求める場合がありますので、講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、保管しておくようにして下さい。
なお、一定の割合の方に対して詳細の審査を行う場合があります。

4. CPDの認否実例・注意事項等

過去の申請におけるCPD実施記録の認否事例等及び入力に当たっての注意事項等を以下に示しますので、必ずご確認のうえ、入力するようにして下さい。

【認否事例等】

- APECアーキテクトのCPDに該当しないと考えられるプログラムは否認されます。

否認された事例

(定期的に開催される一般的な会議等で、個々の内容が特定・確認できないもの。)

(特定の分野に関する内容もしくは一般的な内容の講習会等でAPECアーキテクトとの関連が希薄なもの（例：「管理職研修」「セクハラ防止研修」）)

(他所で行われた講習会等の内容の伝達を主な内容とするもの)

(本来業務の一環として行われている次のような事項

- ・組織、会社等の経営、運営に係る内部会議
- ・営業活動、施工等の一環として通常行われる事項)

(組織の役員会、理事会、運営会議等会の運営を目的とするものや実質的な内容の記載がないもの)

(ホームページ運営や作成方法の講習会・委員会等)

(資格試験の監督等)

(団体の役職（副会長等）や管理建築士としての日常の業務を記述したにすぎないもの)

(「専門書誌購読等」の習得内容について内容が不十分のもの（例：目次を転記したと思われるもの等）)

【入力に当たっての注意事項】

- 各欄について、入力漏れがないように必ず確認して下さい。（入力不要の欄を除く）
- 実施開始日時は実施した日時を正確に入力して下さい。（対象期間内のプログラムを申請して下さい。）
- 同一の内容を重複して申請、また同一日時に異なったプログラムを申請しないよう必ず確認して下さい。
- 形態、分野は表1、表2と対応する項目で申請して下さい。（対応しない項目での申請は否認されるおそれがあります。）
- 「建築士定期講習」等の講習は、「講習」に加えて「修了考査」も認められます。修了考査の時間を含んで申請して下さい。
- 「1-3見学会」は、建築関係団体等が主催し、見学対象に関する専門家の解説や質疑応答が用意されているものが該当します。自主的に行う見学や視察旅行等は「3-1専門書誌講読等」に分類して下さい。
- また、視察旅行等での研修時間は、移動や食事等に要した時間を除き、視察対象の見学等に要した時間のみを記入して下さい。
- 展示会等への出展は実際に申請者が説明等した時間のみ「講師」として認定します。（展示期間全体の時間ではありません。）また、準備・作成にかかるものは「執筆」として認定します。
- 定期購読書籍において、複数月に渡って同一テーマによる連載記事を通読した場合は、原則としてそのテーマごとに複数月をまとめて1プロジェクトとして記載して下さい。また、ほぼ毎月、特定の記事に限らず多くの記事を講読した場合は、定期購読を一括でまとめて1プログラムとすることができます（主要な記事の内容と修得内容を複数記述して下さい。）。
- CPDは国内、海外を問わず、海外で受講した講習会、参加した現地のアーキテクトのためのプログラム等も対象になります。内容については審査を行います。申請の際には、プログラム名、主催及び内容の和訳も入力して下さい。
- 内容不明、不十分の記述は否認されるおそれがあります。アーキテクトとしての業務に関わる専門能力開発であることが判断できる内容を記述して下さい。
(指定の文字数において、内容等が判断できるように記述して下さい。)
- なお、CPDの分類については、審査の結果、申請された分類から変更される場合があります。

●各プログラムの上限時間について

分類	上限時間
講習会、見学会	一日上限6時間 (一日6時間以上行った場合も、6時間/日にて申請して下さい。)
講師	大学等における非常勤講師は1プログラム当たり上限10時間
執筆	1プログラム当たり上限10時間
社会貢献	1プログラム当たり上限24時間
専門書誌講読等	専門書誌等の読書は1プログラム当たり上限3時間。定期購読を一括で申請する場合は上限12時間／年 見学等は一日上限6時間

●文字数や記入内容について

参加学習型又は情報提供型の場合	プログラム名	講習会名等を記入
	主催	主催団体名、出版社名等を記入
	内容 (200 文字以内)	講習会等の内容を 180字程度 で記入
	修得した内容 (200 文字以内)	「同上」と記入
自己学習型の場合	プログラム名	書籍、通信教育名を記入
	主催	著者、出版社名等を記入
	内容 (200 文字以内)	書籍等の内容を 180字程度 で記入
	修得した内容 (200 文字以内)	アーキテクトとして修得した内容を 180字程度 で記入

●C P D実績申請の簡略化・一括申請について（自己申請プログラムに限ります。）

プログラムごとの申請に加えて、以下のC P Dについては、形態・分類ごとに一括申請も認めることがあります。

○委員会（同一内容で、定期的に開催されているもの）

例 ○○委員会、定例で毎月（週）○回、各回○時間、計○時間

○専門書誌購読（専門書誌を、複数年間購読した場合）

例 専門誌の定期購読を3年間の場合、12時間／年×3=36時間

○講師（同一な講義テーマで、定期的に開催されているもの）

例 △△講演会（科目授業）、毎月（週）△回、各回△時間、計△時間

以下、「講師」の例を示します。

【通常申請】

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2018-09-04 10:00:00	2018-09-04 12:00:00	2022-08-30	■ 市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	1		1	1	3	2020-02-03 10:00:00	2020-02-03 11:00:00	2022-08-30	■ 市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2020-02-04 14:00:00	2020-02-04 16:00:00	2022-08-30	■ 市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2020-11-06 13:30:00	2020-11-06 15:30:00	2022-08-30	■ 市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	2		2	2	6	2021-05-01 13:00:00	2021-05-01 15:00:00	2022-08-30	■ 市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。
木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	1		1	1	3	2021-08-10 13:30:00	2021-08-10 14:30:00	2022-08-30	■ 市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。



【簡略化・一括申請イメージ 講師：木造住宅耐震診断アドバイザー派遣の場合】

木造住宅耐震診断アドバイザー派遣	K240	B220	10	10	10	30	'2018-09-04 10:00:00'	2021-08-10 14:30:00	2022-08-30	■ 市 建築指導課	市民が安心して相談できる環境を整備し、住宅の耐震対策を支援することにより、地震による倒壊等の被害から市民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的として、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う。 (20180904:2h/20220203:1h/20200204:2h/20201106:2h/20210501:2h/20220810:1h)
------------------	------	------	----	----	----	----	-----------------------	---------------------	------------	-----------	---

5. 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度

APECアーキテクトは、自動的に建築CPD情報提供制度に参加登録されます。

なお、APECアーキテクトは、新規登録時に「建築CPD情報提供制度」に自動的に参加登録されますが、APECアーキテクトとしての登録が失効した時点で「建築CPD情報提供制度」のAPECアーキテクトとしての参加登録は無効となります。（CPDの記録方法については変更ありません。）

（1）建築CPD情報提供制度について

建築CPD情報提供制度とは、制度参加登録者が建築CPD情報提供制度認定プログラム（以下、「認定プログラム」という。）に出席した記録を統合的に管理し、参加登録者等からの求めに応じて、その実績を証明する制度です。建築CPD情報提供制度のCPD実績証明書は、国土交通省の官庁営繕事業に係る設計等の発注に際して活用されている他、42都道府県及び27主要市（2023年11月現在）において設計等で活用されています。

さらに、公共工事の入札に参加しようとする建設業者を選定するための経営事項審査においても活用されています。

認定プログラムとは、建築CPD情報提供制度により、建築士等の研修として相応しい講習会等として予め認定されたプログラムのことです。

認定プログラムは、CPD情報システムの「認定プログラム一覧」に掲載されています。

CPD情報システム : <https://jaeic-cpd.jp/index.php>

（2）対象となる出席記録

認定プログラムへの出席記録（受付時に名簿へ記載したもの）が対象となります。

CPD情報システムにおいて自ら申請した出席記録については、証明の対象になりませんので、ご注意ください。

（3）建築CPD情報提供制度への参加

APECアーキテクト登録簿に登録された段階で、自動的に制度への参加を承諾したものとします。

（4）参加登録料

APECアーキテクト登録者の建築CPD情報提供制度への参加登録料は、無料です。

**日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター**

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
03-(6261)3310

[2024年3月]